

平成 2 6 年 1 0 月

第 1 回臨時教育委員会會議

會 議 録

平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日開催

# 会 議 録

開催日時	平成26年10月27日（月）			午後1時30分 開会 午後1時48分 閉会
場所	旭川市教育委員会 会議室			
出席者	委員	委員長 金丸 浩一，委員 金谷 和文，委員 中島 智子 委員 滝山 義之，教育長 小池 語朗		
	説明員	学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 野村 斉	
	事務局	学校教育部次長 林 和也	社会教育部次長 森山 素子	
	事務局員	学校教育部次長 金子 圭一		
	事務局員	学校教育部次長 片岡 晃恵		
傍聴者	0人			
公開・非公開の別	公開			
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定について</li> <li>・議案第2号 旭川市小，中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成26年度第1回教育奨励賞の決定について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>			

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成26年10月第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、中島委員、小池教育長を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成26年9月第1回臨時教育委員会会議（平成26年9月30日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成26年9月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成26年9月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、平成26年10月定例教育委員会会議（平成26年10月9日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成26年10月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p>
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、説明願います。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>議案第1号「旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、説明します。</p> <p>齊藤前委員長職務代理者が平成26年10月10日をもって退任されたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により委員長職務代理者の指定を行うものでございます。</p> <p>なお、任期につきましては、旭川市教育委員会会議規則第2条に「委員長職務代理者の任期は1年とする」と定められており、今回指定される委員長職務代理者の任期は、平成26年10月27日から平成27年10月26日までとなります。</p>
委 員 長	<p>それでは、旭川市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。</p> <p>選任の方法につきましては、今回は「指名推せん」としたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、選任の方法につきましては、「指名推せん」とし</p>

中 委 員	島 委 員 長	<p>ます。</p> <p>それでは、どなたか御推薦をお願いいたします。</p> <p>金谷委員を委員長職務代理者に推薦いたします。</p> <p>ただいま、中島委員から委員長職務代理者に金谷委員を推薦いただきましたが、いかがでしょうか。</p>
各 委 員	委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>各委員「異議なし。」とのことですが、委員全員の同意をもって被指名人を当選人とすることとなりますが、金谷委員を委員長職務代理者に指定することによろしいですか。</p>
各 委 員	委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>委員全員の同意があったものと認め、金谷委員を委員長職務代理者に指定いたします。</p> <p>ここで、ただいま、委員長職務代理者に指定されました金谷委員から就任の御挨拶をいただきます。</p>
金 谷 委 員	委 員 長	<p>(金谷委員長職務代理者就任挨拶)</p>
林 学 校 教 育 部 次 長	委 員 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから1年間よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>改正の内容といたしましては2点ございます。</p> <p>1点目は、11月10日に実施される北彩都地区、駅周辺地区の一部町名変更により、従来の町の区域及び名称が変更されることから、旭川市小、中学校通学区域設定規則別表1小学校の知新小学校及び啓明小学校の校区の一部、同じく別表2中学校の北都中学校及び東光中学校の校区の一部を、いずれも主に従来宮前通西、宮前通東という町名であったものが宮前何条何丁目という町名に変更されたことなどにより変更するものです。</p> <p>参考に地図を提出しておりますので、そちらで説明させていただきます。</p> <p>はじめに、小学校校区でございますが、現行の駅から川側の黄緑色に着色している部分と、国の旭川合同庁舎や旭川市障害者福祉センターなどが設置されているシビックコア地区、こちら橙色に着色しているところが新たに条町名が変更されたところでございます。基本的に引き続き知新小学校と啓明小学校の校区としていただいております。</p> <p>また、宮下通16、17丁目につきまして、従来は宗谷本線の線路を挟んで町名が設定されておりましたが、線路で区割りの場所が変更されたことから、それに沿ってここについては変更しました。変更したところは従来知新小学校の校区であったところですが、ここは現在創価学会の会館あるいはJRの独身寮で、現状では対象となる児童が居住していない地域でございます。緑色とピンク色で着色しています。青雲小学校と日章小学校の校区につきましては、宮下通2丁目から7丁目についても線路と川側に町名が広がっておりまして、これに合わせて知新小学校の校区から変更しようとするものであります。</p> <p>中学校の校区でございますが、基本的な考え方は小学校と同じでありまして、橙色に着色している宮下通2丁目から6丁目、黄色に着色している宮下通7丁目、ピンク色で示しているところが宮下通8丁目から17丁目と宮前通西及び宮前通東地区は北都中学校の校区、緑色に着色している宮下通18、19丁目及び南6条通16丁目から</p>

19丁目は東光中学校の校区，基本的にはこれまでの校区に沿って変更しておりますが，緑色に着色しているところの一部，宮下通18丁目の境界が変更となりました。また，南6条通16丁目がなくなりまして，それぞれに対応して変更を行うこととしたところ です。

宮下通18丁目は現在大型ショッピングセンターがありまして，住宅がない地域であり，南6条通16丁目につきましては，校区の線引きそのものには変更がなく，住民基本台帳上では南6条通16丁目に住民登録されている方はおりません。

以上のように変更しようとするものでございますが，中学校の聖園・北都・常盤に関わる校区につきましては，いずれも来年4月に開校する中央中学校の校区でございますが，今後それに伴う規則の改正が必要となりますが，これにつきましては，別途教育委員会会議にお諮りすることとしております。

次に2点目，神楽小学校及び神楽岡小学校の校区の見直しについてです。

現行神楽3条12丁目の小学校校区につきましては，神楽小学校と神楽岡小学校に分かれており，町内会の区域と違っているために関係しております宮の森町内会より校区の見直しの要望が出され，私どもで該当する世帯を訪問し，見直しについての御意見を直接伺いましたところ，支障がない旨，全世帯の了承を得られましたことから，1点目と同様に旭川市小，中学校通学区域設定規則別表1小学校の神楽小学校と神楽岡小学校の校区について必要な変更を行うものであります。

宮の森町内会は旭川大雪アリーナと上川神社の間ぐらいにある町内会でございますが，地図で黄緑色に着色しているところが町内会全体の境界でございます。ピンク色で着色しているところが神楽小学校の校区，橙色で着色しているところが神楽岡小学校の校区，現在はこのようになっております。この橙色の部分を変更しようとする内容でございます。

以上が今回の改正の内容でございます。

これらの改正規定につきましては，1点目の駅周辺に関わるものが，町の区域の変更が施行される11月10日から，2点目の神楽岡小学校の校区につきましては，平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

委員 長 議案第2号「旭川市小，中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」，御意見，御質問等がありますか。

教育 長 地図に着色されていない南7条通17丁目，18丁目はどこの中学校の校区ですか。

林学校教育部次長 東光中学校の校区です。緑色に着色している南6条通17丁目，18丁目，19丁目も東光中学校の校区です。

教育 長 なぜ南6条通17，18丁目，19丁目だけ着色しているのですか。  
学校教育部長 住所が変更される部分だけを着色していますが，現状の校区と比較して見ると見づらい部分がありますね。

教育 長 南7条通17丁目，18丁目は変わっていないということですか。  
林学校教育部次長 はい。そうです。

教育 長 分かりました。

委員 長 他に御意見，御質問等がありますか。

各 委員 ありません。

委員 長 それでは，議案第2号「旭川市小，中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は，原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委員 異議ありません。

委員 長 「異議なし。」と認め，議案第2号「旭川市小，中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は，原案どおり決定します。

		《 報 告 事 項 》
委 員 長		それでは、報告事項に入ります。
林学校教育部次長		報告事項（１）「平成２６年度第１回教育奨励賞の決定について」、報告願います。
		報告事項（１）「平成２６年度第１回教育奨励賞の決定について」、報告します。
		旭川市教育奨励賞につきましては、文化、スポーツの分野などにおいて優れた成績、具体的には全国規模の大会で第３位あるいはそれと同等以上の成績を上げられた小中学校及び高校の児童生徒を対象に学校長の推薦に基づき表彰しているものでございまして、年に２回、上期と下期に表彰しているものでございます。今回の表彰者名簿を配付しておりますが、平成２６年度上期分といたしまして、１団体と４個人が推薦され該当となっております。
		なお、表彰式につきましては明日午後４時から教育委員会におきまして行います。
委 員 長		報告事項（１）「平成２６年度第１回教育奨励賞の決定について」、御意見、御質問等がありますか。
教 育 長		表彰者名簿の３番目にある明星中学校の生徒の少年野球チームは北海道選抜ですか。
林学校教育部次長		全日本選抜です。
中 島 委 員		硬式野球ですか。
林学校教育部次長		そうだと思います。
金 谷 委 員		１２歳以下世界少年野球大会ということは、中学校１年生以下ということですか。
林学校教育部次長		はい。そうです。大会は今年の８月に行われましたので、当時１２歳であったということです。
委 員 長		他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
委 員 長		それでは、報告事項（１）「平成２６年度第１回教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。
		《 そ の 他 》
委 員 長		他に、何かありますか。
各 委 員		ありません。
事 務 局 職 員		ありません。
委 員 長		それでは、以上で本日の平成２６年１０月第１回臨時教育委員会会議を終了いたします。
		《 閉 会 》